

# 統計部会 第8回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

## 第 8 回 統計部会 議事次第

日 時：平成 19 年 1 月 29 日（月） 14:10～15:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 共用第 1 会議室

1．開 会

2．議 事

（ 1 ）民間事業者からのヒアリング

（ 2 ）総務省からのヒアリング

（ 3 ）その他

3．閉 会

( 帝国データバンク及び日経リサーチ関係者入室 )

斉藤部会長 それでは、定刻となりましたので、第8回の「統計部会」を始めたいと思います。

本日は、まず統計調査の民間開放の取組状況について、どのように考えているか等につきまして、民間事業者からお話をお伺いしたいと思います。

本日は、官庁統計の受託の経験を有しておられます、帝国データバンクさんと日経リサーチさんにおいでいただいております。

それでは、始めに、帝国データバンクさんから、統計調査の民間開放に対する取組み等についてお話を伺いたいと思います。お忙しい中、統計部会においでいただきまして、大変ありがとうございます。御説明は、帝国データバンク産業調査部の鈴木産業政策研究課長様からお願いしたいと思います。恐れ入りますけれども、20分程度でよろしくお願いいたします。

能城産業調査部長 それでは、帝国データバンクから御説明させていただきます。産業調査部部長をしております、能城と申します。日ごろは大変お世話になりましてありがとうございます。説明は、鈴木の方からさせていただきます。

鈴木産業政策研究課長 それでは、お手元の資料に従いまして説明をさせていただきます。まず1ページ目をごらんください。

現在、私どもで3種類の統計調査業務を行っております。うち2つが承認統計でございまして、残りの1つが指定統計の「市場化テスト」に向けた試験調査でございます。いずれも、基本的には企画コンペを経て私どもに御用命をいただきました。

その企画コンペの中で、私どもに御用命をいただいた際に、こういった点について私どもに注目していただけたのか、ないしはそういった業務を一巡した段階で、私どもの業務について感想などを尋ねて、先方の担当官の方からおっしゃっていただいた事項などをまとめたのが1ページ目でございます。順を追って御説明させていただきます。

まず、調査会社としての知名度の高さという点で皆様から御指摘いただいております。これがこういった形で調査業務に反映するかという点ですが、まずは回収率の高さという点で効果があると考えております。

更には、調査員調査などにおきましても、私ども100年を超える調査業務の歴史がございますので、その知名度の高さを利用して調査先の企業様からもある程度受け入れられやすい措置が整っているということが言えるかと思えます。

続きまして、企業調査を主業務とするスタッフが全国に配置されているという点です。これが実際にその業務にどのような影響を与えるかという点ですけれども、均質な結果を全国から回収することができると考えております。特に、それは調査員調査において発揮されるのではないかと考えております。

3番目ですが、調査員に対する教育ノウハウの点です。現在、私どもでは、全国に1,400名程度の調査員が1日2件程度の調査業務を行うために常備されております。その中で、

やはり調査業務に対してさまざまな教育ですとか、ルールの遵守について日々の注意などが行われているわけですが、そういった文化といいますか、社風といいますか、そういったDNAが、新しくそういった現場に配置された調査員に対してもずっと溶け込ませるといふか、守らせるような措置がとられている。これは、実際に行った承認統計について、担当官の方から調査業務が終わった後に感想を聞いたとき、一番最初に先方の口について出た言葉なんですけれども、大変大規模な承認統計だったがゆえに、担当官の方はその業務が最後まで新聞ざたなどにもならずに行えるかどうかというのを大変心配しておったそうですが、それが滞りなく十分に終わられたという点にすごく高い満足度をいただきました。そこには、私どもの部署のスタッフだけではなく、全国の調査員の協力を経てそういったゴールまで到達したわけですが、そこでもごくごく当たり前の話ですが、ルールが遵守されてゴールまで行き着けたということが、ひとつ大きなポイントになるのではないかなと思います。

4番目ですが、日本最大の収録件数を誇るデータベースを持っているという点です。これがどういった形で調査業務に影響を与えるかということですが、例えば大量の調査を行う場合、お預かりしたデータに基づいて大規模な名寄せ業務を行うことができます。したがって、例えば事業所に対して調査を行う際でも、それを企業ごとにまとめ上げることができます。まとめ上げたデータを基に、例えば1社について大量の調査票が発送される際には、その基の企業に事前に協力要請をするですとか、実際にその企業の事業所にどれぐらいの調査票が配付されるですとか、そういった情報を事前に提供して、調査員に対する協力要請を仰ぐことができるということです。これが挙げられます。

ないしは、FCと直営に拠点などをまとめあげて、そういったところにどういった調査票が配付されるのかといったことも事前に調べることが可能です。

それとも絡むんですけれども、5番目の点としまして、大規模なデータのハンドリングやメンテナンスノウハウを持っているという点です。ですので、当然ですが、オーダーメイド集計などにもいろんな形で対応できると考えております。

実際、600万という事業所統計から数十万単位の調査対象を選択する。勿論、セルによっては悉皆、セルによってはサンプリングということになりますけれども、そういったことも実際に行ってまいりましたし、そういった実績も持っております。

最後ですけれども、官公庁案件の業務に習熟したスタッフを多く擁している。既に私どもの部署は、できてから10年以上の期間が経過しております。その間にいろいろな形で官公庁様の業務に携わってまいりました。そういったノウハウが私どもの手元に多く残っているという点を挙げられます。

では、続きまして2ページ以降の説明に入らせていただきます。

先ほど申し上げましたセールスポイントそれぞれについて、詳しく述べるために2ページ以降の資料があるとお考えください。

まず、当社が持っている知名度の高さ、ないしは企業調査を主業とするスタッフが全国

に配置されているという点に関する説明資料です。

創業のところをごらんいただきますと、1900年に私どもは創業しております。ですので、先ほども申しあげましたように、100年を超える調査会社としての歴史を持っているという点です。

この左側の図ですが、支店、支社の場所を点でプロットしています。県によっては、3か所調査拠点を持っているという県もございます。こういった形で全国の企業の方々と日々パイプをつくっている。こういったパイプが実際にさまざまな業務でお手伝いさせていただいたときに威力を発揮するのではないかと考えております。

続いて、3ページ目をごらんください。

これは、日本最大の企業データベースでありますCOSMOS2の企業概要ファイル、ないしは信用調査報告書のファイル及びそれらを包含する形で175万件用意されています。企業コードについて、こういった形の状態になっているかというのを説明した部分でございます。

具体的にその中身を見ていただくのは、4ページ目です。

4ページ目の資料は、信用調査報告書とCOSMOS2企業概要ファイル及び企業コードがこういった形で役割づけられているかということの説明した資料です。CCRというのが信用調査報告書になります。これは、1社当たり30ページ程度の調査報告書として構成されていまして、それが132万件デジタルの状態データベースに収録されています。

右側のCOSMOS2というのは、一般の商用データベースとして販売されておるものですが、40項目以上の項目について124万件の情報がストックされている。しかも、年に1回メンテナンスされていますので、内容が常にフレッシュな状態に維持されていることが挙げられます。

下のところに「企業コード索引 175万件」とございますが、これは私ども、1社ないしは1団体当たり1つの企業コードと言われる背番号のようなものを付与しています。これが175万件あるというお話です。

この企業コードと企業のデータベースを使いまして、先ほども申しあげました大規模な名寄せなどが行える。実際に、大規模な承認統計をやったときのお話ですが、1社について800件を超える調査票がそこに集中するということが事前にわかりました。そういった情報を使いながら、先様に対してはそういった情報も事前にお伝えして、大変本部の方にはいろんな意味で負荷がかかるかもしれませんが、御協力くださいという事前の協力をお願いした次第でございます。

その結果、本部からは実際に御承認いただいて、調査業務にはいろんな意味でいろんな対応をしていただけました。

5ページ目をごらんください。

企業コードについて簡単に説明しております。先ほど御説明しましたように、1企業、1団体について1コードの企業管理コードを付与しております。これは、合併ですとか廃

業が行われた場合でも永続的にそのコードは使われます。ですので、例えば過去に振り返ってどんな企業が集約統合されて1つの会社に統合されていったのかなどという形で追うこともできます。

更には、その企業の実存を確認して設定しておりますので、コード管理が徹底されている。

更には、175万件という大量の数がストックされているということでございます。

現在、この情報はインターネットで無料で公開されております。

6ページをごらんください。信用調査報告書の概要です。

企業のあらましについて、この信用調査報告書というのは、ここに書いてありますように、約12の章に分かれて構成されております。うち、いわゆる企業の概要について書かれているのがこの「現況と見通し」でございます。この中に書かれている事業内容等を使って個々の企業が特定できるといったようなサービスも実際には実施しております。直接統計調査業務とは関係はございませんが、そういったサービスもございます。

あと、実際に名寄せをするときなどですが、例えばここにございます上から3番目の「従業員・設備概要」欄を使いまして、被調査先になったある事業所が特定企業の拠点として、いわゆる直営なのかFCなのかを確認したりですとか、そういったこともこの情報を使うと確認することが出来ます。勿論「大株主」欄の情報を使いまして、関係会社かどうなのかといったような形での確認もとることが出来ます。

7ページ目をごらんください。実際にそのCOSMOS2という日本最大の企業情報データベースがどんな形でメンテナンスされているかという資料です。

1年間に1回、郵送、電話、訪問の3種類のうちのどれかのメンテナンスを必ず実施しております。この定期メンテナンスとは別に、発生したとき都度都度のメンテナンスとして、いわゆるお客様からこの企業を調べてほしいといったときですとか、ないしは個々の企業様から移転通知等の案内があった場合には、大きなデータベースのメンテナンスを実施しております。それが月に1回実際のデータベースの方の入れ替えが行われまして、右側にありますような出力形式で実際にお客様の方に提供されております。

8ページをごらんください。

そういったメンテナンスを行っているさなか、当然データの削除なども行われます。

1つには、倒産でございます。また、休業・廃業です。更には、解散ですとか、披合併といった経緯で実際にデータが削除されます。

ただ、大変多くの方々に利用されているデータベースですので、データベースの中から削除されるということ自体がいろんな意味で大きな影響を及ぼします。したがって、データの削除をする際には、それ専用の部隊がございまして、その部隊の承認を経て、最終的にデータベースから削除される。

ただし、先ほども申し上げましたように、企業コードはそのままずっと生き続けることになります。ですので、後の履歴を追うことが可能ということが言えます。

では、最後の9ページをごらんください。実際に、先ほど申し上げました調査統計業務を行った中で、私どもが気がついた課題でございます。

まずは、業務処理の許容量に関する課題です。やはり、大規模な、もしくはその規模が大きくなっても、実際のその統計調査業務を行う際には、当然ですがそれなりの人的スタッフですとか、物理的なスペースですとか、そういったことを用意する必要がございます。そうした際に、やはり業務が複数同じ時期に重なるという形になると、対応が難しくなるような局面もあるかなと考えておりました、例えばそういった業務をお任せいただく際に、なるべくそういった重なりがない形で御用命いただければ、ないしは御相談いただけるような局面があればと考えました。

続きまして、2番目ですが、事業採算に関する部分です。

実際にその業務をスタートさせてみますと、当初考えていた部分だけでは十分に済まない部分もやはり出てきまして、追加での仕様の指定などがある場合がございます。それが軽微な部分であれば、特に問題はないんですが、やはりその調査の業務フローに大きな影響を与えるような局面もございます。

勿論、国が実施していることですので、調査統計業務というその業務の重みを考えますと、御指示は十分業務の方に反映させて御期待には沿いたいと考えるわけでありますが、それがゆえに一部費用が想定よりも増えてしまうというケースもございました。ですので、その辺について御配慮いただければなというところでございます。

最後ですけれども「調査スタッフ、調査スペース等への投資・回収に関する課題」。これは、基本的に調査業務は予算を組んでいただいて単年度執行ということになりますと、次年度はまた改めて企画コンペで競争という形になるかと思えます。そうした年度変わりごとに実際にお仕事を受注できないという形になりますと、それまでに用意した物理的スペースですとか、そのためにアサインした人的スタッフが複数年にわたって活用することができない。ですので、勿論これも御配慮いただければですけれども、複数年度例えばこういった業務をお任せいただく場合は、複数年度にわたってお任せいただけたらなと思えます。そういった点で御配慮いただけたらなと考えております。

最後のページは、あくまでも参考資料なんですけれども、統計調査業務ではないんですが、比較的規模が大きい調査員を使った業務として、過去私どもが手がけました緊急雇用創出事業で行った調査員を使った実績でこれだけの調査を行って、これだけの回収率が達成できたという資料でございます。

少し長くなりましたが、以上です。

斉藤部会長 ありがとうございます。

それでは、10分ほどお時間があります。御自由に御質問、御発言お願いいたします。

どうぞ。

廣松専門委員 どうもありがとうございました。二つ質問です。最初の質問ですが、お差し支えなければ、先ほど一番最初におっしゃいました承認統計と試験調査の具体名を

お教えいただけますか。

鈴木産業政策研究課長 1つは、資源エネルギー庁様のエネルギー消費統計でございます。その1つが、厚生労働省様の能力開発基本調査です。最後の指定統計は、個人企業に関する総務省様の統計調査でございます。

廣松専門委員 わかりました。伺った趣旨は、そのときにその調査のために、例えば何か新しいシステムの開発等が必要だったのでしょうか。

鈴木産業政策研究課長 そうですね。例えばそのシステムの開発は必要でした。進捗を管理したりですとか、全国の支店をインターネット上で管理しながら業務を進めてまいりましたので、そういった部分での開発が必要でした。

あとは多数の人間を中に投入して、実際に調査内容のチェックなどを行いましたので、スペースの確保ですとか、瑣末な話ですけれども、それに伴う配線工事ですとか LAN の構築ですとか、そういった部分はございました。

廣松専門委員 これまではそれぞれ、言わば単発で契約なさったんだと思うんですけれども、最後の方でおっしゃっていた、それが時間的に継続するとか、複数年契約ということになりますと、新たに開発したものをほかの調査なり何なりにも援用できるという趣旨ですか。

鈴木産業政策研究課長 その調査業務が続くことであれば、培ったノウハウも含めてなんですけれども、何度も繰り返しお使いいただいた方が先様にとってもメリットがあるのではないかというのが1つと、私どもとしても投下した部分の投資が単年度だけの回収ではなく、複数年にわたると経営的にも少し楽になるという意味で申し上げました。

廣松専門委員 わかりました。2つ目の質問ですが、スライドの2ページ目で、調査部門として1,400名の従業員がいらっしゃるということですが、これは帝国データバンクさんの専任の方ですか。

鈴木産業政策研究課長 そうです。

廣松専門委員 パートだとか、あるいは調査ごとによって雇うという形ではないのですかね。

鈴木産業政策研究課長 そういう形ではないです。ただ、一部、委託調査員というスタッフがおりまして、主に地方の金融機関をリタイアされたOBの方々などで構成されております。そういった方々は委託の調査員契約というのを結びまして、主に私どもの調査の業務のメンテナンスのサポートですとか、実際の訪問調査ですとか、そういったことを行っております。

廣松専門委員 その方々が、例えば国の統計調査員をやっていらっしゃるということに関しては、会社の方では把握はなさっていない状況ですか。

鈴木産業政策研究課長 国の統計調査員を兼ねていらっしゃるかどうかわかりませんが、そこまでの確認は、実際にはしていません。

能城産業調査部長 恐らく兼業はしていません。

廣松専門委員 兼業はないのですか。

能城産業調査部長 社員に関しては兼業はできません。委託調査員の中にももしかしたら、そういった方がいるかもしれませんが、委託調査員もある程度のロットの仕事を毎日与えていますので、余り兼業ができるような状態ではないと思います。

廣松専門委員 統計法上、統計調査員の方は他の職業を持っていらしても、なれることはなれるんです。ただ、それは例えば御社のように、ほぼ専任の形で兼業を認めないという場合、多分そういう方はなさってはいないんだろうと思います。ありがとうございました。

齊藤部会長 どうぞ。

引頭専門委員 丁寧な御説明をありがとうございました。10ページ目の参考資料のところで、過去の実績ということで御説明いただいたんですが、回収率がものによってかなりばらつきがあって、一番高いところが94%で、一番低いところが61%なんですけれども、このばらつきの背景とか、その辺りを教えてくださいというのが1点目。

2点目は非常に聞きづらいんですけども、前のページでの事業採算の話とか複数年受注の話とか出たわけなんですけれども、現実問題、国の統計調査で先ほどおっしゃった承認統計2つと指定統計1つされている中で、御社はいろんな調査業務をされている中で、国のこういうビジネスの採算性はどうかということと、複数年度をやったときに、複数といたって2年以上は全部複数なので、一体何年ぐらいやれば、先ほどおっしゃったように、御社にとっても経営上のメリットがあるというものになるのかというのを教えてください。

以上です。

鈴木産業政策研究課長 経営的なところは能城の方から説明させていただきます。私はこの緊急雇用の件で回収率の点を申し上げます。

具体的に項目がどれならばというのは、うまく説明はしにくいんですけども、1つには実施した期間、時期ですね。あとはどれだけ十分なスタッフが雇用できたのかということによると思います。

実際にこの2002年度の卸売業実態調査というのは、緊急雇用で行った私どもの一番最初の業務でございまして、スタッフ側が実は余り慣れていなかったということが1つ上げられると思います。

あとは実施した期間は、例えば企業がなかなか答えを返しづらい繁忙期に実施されたりしますと、やはりそこで回収率に差が出るのかなという気はいたします。基本的に後半になるに従って回収率は、福岡県のこの件は少し回収率が下がっていますが、ちなみにこの福岡の件はかなり年度末のお忙しいときに御協力いただいたというのがたしかあったと思うんです。それでやや回収率が落ちていると思います。

能城産業調査部長 採算についての御質問ですが、案件によっては採算が取れていないものもあります。比較的といいますか、私どもはほかの民間の企業からの受注もしており

ますけれども、それに比べるとかなり採算は低いです。私どもも数年前からこういった業務に前向きに取り組んでいきたいということもございまして、採算を度外視してでも取りなさいという形で指示をしております。したがって、ものによっては赤字になっているものもあります。

何年ぐらいあればということなんですが、先ほど申し上げた 1,400 名の調査員というのは、基本的に私どもの企業信用調査を行うための人々であって、あるいはすべての日本全国の拠点もそのためにつくったものですので、それをうまく活用するという意味で今のところやっているんですが、この仕事をお受けして集中的に大きな調査を受けているという形になりますと、それとは別に先ほど申し上げたような、人が必要であったり物が必要であったりということになります。

それは私どもも工夫していかなければわかりません。はっきり申し上げて、何年経ったらメリットが出るかについてはわかりません。

引頭専門委員 先ほど、廣松専門委員からの御質問で、指定統計調査を受けるときにシステムの開発等が必要だったとおっしゃったりしていると思うんです。確かに調査員は使い回しというか、いろいろなところにリソース配分されるということで理解はしているんですけれども、要はそういうもので新たに何か構築される場合に何年ぐらいで回収ができますかという質問なんです。

鈴木産業政策研究課長 ざくっとしたお答えになりますけれども、恐らく初年度はいろんなことを手探りの中でやっていきますので、そういう意味で足が出たり手が出たりというところはあるかと思うんです。ただ、次年度になりますと、勿論バージョンアップして予期しないことを新たにやらないといけないということも当然あるんですが、かなり初年度のノウハウは生きてくると思うんです。

そういう意味で言いますと、複数年度は 2 年度あれば、多少その辺は平準化できるのではないかと思います。

引頭専門委員 ありがとうございます。

斉藤部会長 どうぞ。

小幡部会長代理 2 ページ目に日本の地図が載っていますね。企業を中心に今までやっていらっしゃると結構、都市部ではなくて、いろんな地方に支店を設けられているというのは、なかなか大変ではないかなと思うんですが、これは具体的には北海道は 7 つぐらいですか。どのくらいの規模で人がいらっしゃるんですか。

鈴木産業政策研究課長 支店の人数ですか。

小幡部会長代理 小さいところは何人ですか。

能城産業調査部長 小さいところは 3 ~ 4 名のところから、札幌ですと正社員で 20 ~ 30 名です。

小幡部会長代理 現在はその地方部での仕事というのはありますか。支店があるということはやはりあるんでしょうね。

能城産業調査部長 当然でございます。日本全国でございます。

斉藤部会長 データバンクの調査で、ぐるりと調査なさっているから。

能城産業調査部長 東京から調査を受けてということです。

小幡部会長代理 わかりました。

斉藤部会長 実はいろいろ聞きたいことがあるんですけども、10分ぐらいしか予定していないものですから、残念ですけども、後でまたいろいろ聞かせてください。どうもありがとうございました。

それでは、帝国データバンクさんの方は終了いたしまして、日経リサーチさんをお願いいたします。

斉藤部会長 それでは、時間が迫って申し訳ないんですが、同じく20分ぐらいで、坂内さんに御説明をいただきたいと思えます。

坂内常務取締役 私、日経リサーチの坂内と申します。本日は、こういうお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私ども日経リサーチは、社名のごとく、日本経済新聞のグループ調査会社でございます。新聞社の業務も勿論グループ会社としてやらせていただいておりますが、官公庁のお仕事、それから一般企業さんの各種調査をやらせていただいております。

本日、鈴木の方から、政府統計調査とマーケティングリサーチ事業ということで、御説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

鈴木取締役 それでは、A4で2枚ほど箇条書きのレジュメのようなものを用意しましたので、それに沿って私の方から説明したいと思えます。

まず、官公庁からの受注状況ですが、これはかなり昔からいろんな仕事をやっていますが、何でもかんでもやるというよりは、当社の業務機能できちんと対応できるという判断を入れまして選択的に受注しているということになると思えます。

調査の手法としても、調査員を使う訪問調査だけではなくて、郵送調査とかWEBを使った調査も最近やりますので、いろいろな調査手法を検討して、弊社でやれそうなものを受託しているのが実態です。

したがって、調査対象が個人、世帯のものだけでなく、事業所対象という調査もかなりあると。もともと事業所に対する調査が強いといいますが、日経という名前のごとく、B to Bが多いということもあります。

その背景としては、会社の仕事の半分近くが、NEEDSとか日経テレコンという経済統計のデータベースサービスをメンテナンスするということがあるというのが1つの理由であります。

もう一つは、いわゆるマーケティングリサーチという事業が主流ですけども、マーケティングリサーチの場合は、目的に応じていろんな手段・手法を使うということがあります。必ずしも官庁統計、政府統計の手法と同じものばかりではないこともありますが、ただマスコミ系の調査会社なので、いわゆる世論調査、社会調査も一定量必ずやっております。

して、そこに類似性はあるという状況です。

会社宣伝的なものは何も用意してこなかったんですが、一応会社案内がありますので、もしよろしければ置いておきます。

これが大体の状況で年間何本か各省庁あるいは公的機関からの受注になるかと思えます。業務量としましては圧倒的に一般企業からの仕事の方が多いという状況です。

民間開放されることは、基本的には歓迎すべきことだと考えておりますが、問題点として幾つか、すぐに思い浮かぶものがあります。現在もそうですが、大体価格コンペになっていまして、かなり安い金額で落札されていく。ある品質を維持するためには、調査員が歩き回って票を集めるというだけではなくて、社員もかなり品質管理のための作業をします。受注に向けてそのところをぎりぎりの見積りを立てる場合があります。場合によっては社員の作業人日を考慮すると赤字の案件もあります。そういった難しいところがあると思えます。

そういう意味では、企画コンペという要素が入るべきだと思いますけれども、これがまたどうやって評価するのかという評価の尺度を、発注者側もつくるのが難しいし、こちらでもできますよという尺度を明示するのが難しい。一般的に幾つか言うことができますが、金額というような単純で総合的な尺度に匹敵するような意味では難しいでしょうということです。

民間企業としては、淡々と収益性の観点で、ある金額を見積りますが、それで落札できなければ断念するというのが現状ではないかと思えます。

政府統計調査といっても、幾つかあるんですが、もし現在の規模が一斉に開放されるとなると、問題として一番大きいのは、やはり調査員を使った訪問調査というところに集中的に表れると思えます。郵送調査や電話調査やWEB調査の場合には、比較的問題が少ない。プロセスとしても、標本計画のところとか、集まった後のデータの集計分析ですとか、レポートिंग、そこは恐らく問題なく対応できますが、何百人かの調査員を管理するところが、民間に移ったときに対応できるかということになると思えます。

現在、当社もそうですけれども、今ある仕事のために調査員の体制を維持しているということになるかと思えます。

もし、そういう体制を、あるいは受け皿といってもいいんですが、維持するのであれば、我々もそうですが、調査員に対しても継続的な、あるいは安定的な業務がいつもあるということでないとか、クオリティを要求するだとか、ほかの仕事をやらないでこれを必ずやってくれとか、そういったことについて保証することが難しいので、そういう状態をつくれるかどうかということが問題になるかと思えます。つまり前回は落札したけれども、今回はだめだったというような状態では、単年度の収支を見る以外にないというのが実情です。

もう一つ、訪問調査に問題が集中的に表れると申し上げましたが、市場調査の世界では、訪問調査の売上比率はどんどん少なくなっています。ここにJ M R Aの調査業界百数十社

の調査の手法ごとに売上げがどういうふうに変化しているかというのを、毎年調査しているんですが、2005年で初めて訪問調査は主流ではなくなりまして、WEB調査が主流ということになっている。これは勿論一般クライアント、企業から受注するマーケティングリサーチということですが、実態としてそうなっているということです。

2枚目の紙です。弊社の現在の体制ですが、官公庁の仕事を担当する部署があります。そこが窓口になって、いろいろ調査する。

業界全体の傾向と同じく、一般企業の調査も住民基本台帳が閲覧できなくなりましたこともあり、訪問調査は減少傾向にあります。

したがって、訪問調査がどのくらいあるかという現状に照らして、それに最適化できるような調査員網の体制になっているというのが現実です。

調査員網ということに特化しますと、4番ですが、やはりマーケティングリサーチをやる場合は、産業規模に応じてやりますので、大都市を中心に整備するというのが実態で、地方をやる場合には臨時的な措置を取ることにしております。

調査員ですが、このマーケティングリサーチは、およそ1950年代～1960年くらい確立されていて、そのときに主婦など、当時30代くらいの若い人が調査員になって続いているんですが、かなり高齢化していると。逆に言うと、新規で調査員のような仕事をアルバイトとしてやる調査員もなかなか集めにくいので、別の手段、あるいはいろんな考え方をもち込まないと難しいんだろうというのが現状ではないかと思います。

では、本当にこの民間開放がどんどんされる場合に、どういう対応をするのかということですが、順番にされていくと思いますし、どういう規模で出てくるかということも確認しながら実際は準備をしております。

それとも関係あるんですが、発注される政府の方から見ると、本当に民間に開放して大丈夫なんだろうかと危惧があると思います。幾つか諸問題がすぐに列挙できるんですが、開放されるとなれば、われわれは実施可能な体制を準備していくと思います。

ただし、やはり価格コンペになっているもので、赤字になるというものは多分受けられないということがあります。ただし、仮に単年度で赤字であっても、それが3年とか、そういう形であるとか、あるいは1回2週間で終わる調査ではなくて、年間を通じてやるようなパネル調査ですといろんな工夫ができますので、規模が大きくなることによる工夫というもの、それが時期が長くなることによっていような技術革新をしていきますので、最終的に赤字でない状態をつくるということにはできるのではないかということを感じております。短い説明ですが、日経リサーチからは、こんな状況でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

佐々木専門委員 1点お聞きしたいんですが、受託の業務の範囲というところも、大きな要素かと思うんですが、要は回収という調査員さんに属する範囲の部分、そこから審査されて、集計されて、報告というかまとめるというところが業務の範囲だろう

と思うんですけれども、企業様から見たときに、トータル的に請け負う方が収益性というか、そういうことのメリットが大きいのか。

それと今のところは調査員さんの業務のところをという形が、割と特化した部分で、政府の考え方もあるんですけれども、特化したものばかりが集まってきても、企業としては受け入れるという対応になっていくんでしょうか。

坂内常務取締役 一般事業会社からの受託調査は、もう8割方は調査の企画設計から、調査の実施、それからデータの集計分析、レポート、調査全体の最初から最後までといいますか、そういう業務受注がほとんどでございます。

たまに分析なりレポートは、御自身の企業さんの、いわゆるマーケティングセクションでやるので、データ納品という言葉で我々はいいますけれども、調査して集計データの形で納品してくれればそれでよしという業務も、1割から2割ぐらいですか。そんな形でございます。

あと御質問の2番目になろうかと思いますが、調査会社としましては、調査業務、調査の実査そのものも勿論一番根幹のところでございます。ただ、そこだけで業務受注というのは、必ずしも企業収益的には、正直申し上げて自分たちのノウハウとか、あるいは分析スキルを発揮させていただくということも考え併せますと、やはり最後のレポートまでを、少なくとも集計データ納品というところまでを担当させていただくという業務受注を目指しているということです。

もちろん今申し上げた「調査実施～集計・データ納品」の業務受注におきましても、収益性を確保できるべく、いくつか体制の見直し・整備を進めているという実態はございます。

斉藤部会長 今のお答えで少しわかったんですけれども、今お出しになった問題点ですか、調査員の問題とか、実は民間開放する課題が、官がこの問題を実は持っているので、質を保ちつつ経費をカットしよう。それから、おっしゃったように調査員の問題もいろいろ構造的な問題にぶつかりつつあるので、現在の法定受託方式でも限度があろうから、民間に開放して、民間でやっていただければ、それが何かカバーできるのではないかという希望があってテーマになってきているわけですが、民間でも大変問題なんだと言われますと、ひょっとしたら官でもっと合理的にやった方が、統計の収集は国全体としてみたらいいのかなという感じがしないでもなくなるんですけれども、先ほど帝国データバンクさんの場合は、今のところは採算を度外視して取ろうというお話が出ていましたけれども、そういうことはずっと続くはずがない。官からどっと業務が流れ出してきた、これは入札でやっていくわけですから、勿論先ほどから話があるように、3年ぐらいに区切ればいいよという話があるのかもしれないけれども、何か我々が聞いていて、民間開放をしたらいいなという感じは余り受けないんですが、どうですか。

鈴木取締役 原則的には民間開放した方がいいと思います。ただ、よくわからないんですが、国家予算で計上されている調査予算を何割か削減した上で民に出すということと、

民間に出せばそこで社員が働きますので、各省庁の統計に関わっている公務員の人件費ですとか、そこを加味した調査予算という考え方を含まないと、単に作業の部分だけになるので、公務員の人件費削減をセットにしたトータルで国家予算の再編・効率化を考えた方がいいんじゃないかと思います。

あと個人的には、指定統計の1号と2号の2つの全数調査は、これはもう国家事業みたいなものですから、これは国できちっとやるとしたらどうでしょう。部分的に作業を民間に出してもいいかもしれませんが、国家の責任として自身で主体的にやるべき大規模な基礎調査があるのだと堂々と主張したらいい。それ以外の標本調査は、どんどん民間に出せばいい。だから統計調査もわずかな、しかし集中的に責任を持つ公共事業と、大部分の民間事業に分けたらいいんじゃないかと思います。

標本調査をやるときに、2つの全数調査がしっかりしてないと基盤が揺らぐということにもなりますので、一元的に民がいいか、官がいいかというよりは、国家事業的なものはあくまで官でやるということでもいいのではないかという気がします。

そういう意味では、政府統計の方も、ダブリのある似たような内容の統計調査はかなりクレームが来ますし、日経からも事業所にたくさん同じようなものが行っていますので、余り立場的に言えないところもありますが、それはどんどん整理すべきではないかと思います。

必要であれば、中央集権的な統計機能をつくってやるとか。その上で民に出すもの、出さないものを整理するだとか、そういったグランドデザインがあれば、民の方も対応しやすいと思います。

廣松専門委員 ちょっとテクニカルなことで恐縮ですけども、今、統計法の改正も行われておりますので、ちょっと先が見えないところがあるんですが、少なくとも現在調査員調査、あるいは指定統計に指定されているもののうち、ごく少数の郵送部分は除いて、おっしゃるとおりほとんどが調査員調査です。

ただ問題は、現在の制度のままだと、それらは地方の法定受託事務になっていまして、入札をしていただくのは地方公共団体ごとになりそうなんです。そうした場合、言わば全国一本ではなくて、あるところは入札が行われる。そうでないところもあるということになります。こういう状況の下で、実際に調査会社さんとしては、どういう対応が可能か。どういうふうにお考えでしょうか。

坂内常務取締役 鈴木が御説明させていただいたペーパーの問題点の2番目のお話と関係すると思うんですけども、弊社が現時点で調査員調査で、官公庁政府統計の業務を幾つかやらさせていただいております。民間事業会社からの委託ということで、全国調査時には勿論ございます。ですが、正確に申し上げますと、民間会社から委託される全国調査という場合も、東京、大阪、名古屋は勿論ですけども、そのほか札幌、仙台、広島、福岡、要するに都市圏が中心の調査ということなんです。

そういうものには、基本的に調査員調査の受託調査に、きちんとお応えをさせていただ

けるような準備は勿論できております。

ただ、本当に全国調査ということで、北海道も勿論札幌だけではないと。九州も勿論福岡だけではないということになりますと、やはり鈴木のパーパーに書いてございますのは、要するに、訪問調査を全国規模で展開する体制を維持するということと言えますと、先ほど帝国データバンクさんのお話にも若干出たかと思いますが、ある種のコストとか投資を回収するというのも局面によってはあろうかと思いますが、そういうことだけではなくて、むしろ重視したいのは品質、調査員機能の品質を維持するためには、やはりそれなりの頻度での調査員をワークしてもらい、あるいは調査員の機能をチェックする機会が、年に何回かは現実的には欲しいということがあります。

今の御質問になりますと、地方自治体単位云々ということになりますと、現状の路線との関係で言えば、私どもの調査員の中で、品質上のこともきちんと含めて、このエリア、この地域であれば勿論責任を持って御対応させていただけるというところの判断を恐らくさせていただいて、自治体単位の入札ということであれば、そういう応札の仕方をするでしょうと考えております。

鈴木取締役 2つ問題があるように思います。全数調査であれば、地方でもかなりの数ですが、もし確率比例抽出すると、ある確率で地方が抽出されます。わずかな地点数だけが抽出される遠隔地方がかなりあると思います。

それは全国まとめてやって初めて集中的に効率よく作業できる地点がある一方で、かなり遠くの方の雪道を歩くところも少しやるということでバランスが取れるのであって、地方ばかり受注したとしたら、かなり単価が変わってしまうという問題が一つ。

それから、比較的大きな調査であっても、仮に47の都道府県ごとに発注されると、47の調査会社、あるいは30ぐらいかもしれませんが、これは我々が心配することではないかもしれませんが、幾らスペックを統一的にやったところで、各社の実施上の管理のちょっとした違いが測定値の大きな違いに反映する危険がある。そういうことはむしろ発注するときの、実態調査だったら少ないんですが、意識調査の場合は大きかったりする。いろんな調査員依存性の高いカテゴリー分けの主観性の問題とか、非常にテクニカルな瑣末な話をしてありますが、そういう細かい話までしていくと、1つの調査がばらばらに管理されてデータ収集されるという危険が生じるという、2つの問題があるような気がします。

斉藤部会長 どうぞ。

引頭専門委員 今の難しいお話から、ちょっと簡単な質問なんですけれども、先ほど帝国データバンクさんの方では、回収率のデータがあったんですけれども、それが御発表の資料の中にはなかったんですが、日経リサーチさんも公的なもので年間十数本から数十本されているというお話だったと思うんですけれども、大体回収率がどれぐらいになっているのかということ。

それから、回収率を高めるために、もしされているとすれば御努力をされているのかということ。

あと調査拒否とか、世帯なのか、そういう方々がいらっしやると思うんですけども、そういう人たちに対して、どういう形で調査の協力をお願いをされているとか。

その辺の現場の実態みたいなものを教えていただければと思います。

鈴木取締役 回収率はまちまちです。一概には言えません。

引頭専門委員 現時点ではどんな感じでしょうか。

鈴木取締役 事業所調査で30～40%のものもあれば、かなり高いものもあるんですが、個人や世帯対象ですと、全国だと60%ぐらいではないかと思います。市場調査のようにページ数が多いと、首都圏などは3割とか4割になってきています。ただ、地方が8割とかまだ回収できますから、全体としてそうっております。

これは内閣府の世論調査を見てもわかるように、いろんな事情で最近急に回収率が下がっています。これはどこの調査会社がということなく言えると思います。事業所に関しては、忙しいとか、義務もないのにといいことで拒否することが多いのと。やはり大きな上場企業は体制も整っておりますので、かなりしっかりしているんですが、中小、小規模になると、なかなか協力的でない場合がある。

世帯や個人の拒否は、目を覆いたくなるような現実がありまして、ほとんど協力的ではない。アンケートという言葉も詐欺のために使われることがありますから、非常に厳しい。

環境としては、集合住宅が増えていまして、単なる集合住宅ならまだしも、オートロックで玄関に入ることができないということがあるので、非常に難しい。

では、どうやったらいいのかというと、誠心誠意、心を込めてお願いするというのが一つ。あとは、そもそも調査に協力すること自体がプライバシーを侵害されるというような意識がかなり高まったことに対して、今度逆にある種の調査、例えば政府統計とかが政策決定のために非常に重要であって、そういうことを拒否すること自体が不利益であるというぐらいの意識を国の方が醸成するとか努力が必要です。

調査業界で言えば、調査業界がもっと外に対して言わないと、今、個人情報保護法というのが盾に出てきますので、そういうものを少し時間をかけて世論をつくっていく必要があるのではないかといいことです。一調査会社が何か工夫したら5ポイント上がるとか、10ポイント上がるというものではないのではないかと思います。

謝礼を1万円にして、調査費用が10倍になってもいいのであれば10ポイントぐらい上がるかもしれませんが、それでも別に調査なんか協力したくないという人はたくさんいますので、それが現状ではないかと思えます。

引頭専門委員 今の調査拒否のところがいろいろあるというのは認識しているんですけども、例えば催促みたいな形で、よくわかりませんが、1回行くのと、3回行くのと、電話するのかよくわからないんですけども、随分結果が違うのかなと思うんですが、余り関係ないですか。日経さんでは、どういうお考えですか。

鈴木取締役 1回行くより3回行く方がいいんですが、調査というのは、調査員をやってみるとわかるんですが、さっと一回りしたら2割くらいは取れるんです。これは家に住

んでいる人がいて、協力的な人もいるからです。簡単なところから回収できていく。不在だった人のところには何回か行って、その人が何時ごろ家にいるかを確認しながら、またぐるぐる回る。そして、会えたけれども玄関で拒否されるという次の段階に来まして、最後の方になると、今度は「拒否しているのに何回来るんだ」という、クレームになるかならないか寸前の瀬戸際になる。会社からは回収率を上げろと言われていたから、かなり強く言うと、一步間違えればクレマーだったりすると大変なことになる。そういうことで調査員もだんだんきつくなっていて、どこであきらめるかというのが、回収率が決まっていって現場の状態でしょうね。

引頭専門委員 ありがとうございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。時間がまいりましたので、日経リサーチさんのお話はここで終わらせていただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

( 総務省統計局関係者入室 )

斉藤部会長 それでは、総務省統計局統計局から、19年度の周期調査の民間開放の進捗状況等についての御説明を田口総務課長からお願いいたします。

田口総務課長 統計局総務課の田口でございます。いつも御説明に上がる飯島でございますが、統計調査の関係で所用がございますので、今日は私が御説明を申し上げます。

今年の秋に実施されます就業構造基本調査と全国物価統計調査の2つにつきまして、地方公共団体における民間開放を可能とするための統計法施行令の改正でございますけれども、これは法制局審査と各省協議を終わっておりまして、あとは所要の手続きを経て、政令については閣議決定をされるという段取りになっております。それに合わせまして調査規則、これは総務省令でございますから、その改正を行うという予定にしております。

地方公共団体の方でございます。これは都道府県において、実施市町村には、今、言ったような事務処理を下ろすための特例条例を制定するという準備を進めている都道府県がございます。今そういう準備を進めているということを伺っております。

仕様書のモデル例などの検討でございます。統計局において外部有識者による研究会を開催しておりますが、そこでの議論を踏まえて検討しておるところでございます。1つは業務に求められる質をどのように確保するか。秘密保護といった措置について、どうやって実行をあらしめる措置にするか。そういったような観点からの御検討をいただいている次第でございます。こちらにつきましても、近々、地方公共団体側にお示しをしまして、調整に入りたいと考えています。

実施する市町村におきましては、その後、入札準備を進めまして、処理基準や調査手引等を改正をいたしまして、4月ないし5月くらいに入札公告をやっていくといった段取りになるかと思っております。

そのほかでございますが、先ほど申し上げました統計局の研究会でございますが、これで一般的に指定統計調査の民間開放に関しまして、報告のとりまとめに向けた研究を行っ

ているところでございます。

個人企業の試験調査の結果につきましては、これから最終的な結果が上がってくるわけでございますけれども、その結果の分析・検証ですとか、試験調査を実施した民間事業者に対するヒアリングを2月ごろ予定しております、更に報告書を取りまとめていく。2～3月に集中的に審議を重ねまして、議論をいただきまして、報告をいただくというような段取りになってございます。

私の方からは、ざっとそんなところで、あとは先生方の御議論を承りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

斉藤部会長 ありがとうございます。今のお話ですと、19年度の周期調査の取組み状況については3月に予定される統計部会で、そちらから御説明をいただけるということですか。

田口総務課長 はい。その時点でその段階の状況を御報告申し上げたいと思います。

斉藤部会長 その他の指定調査の検討状況も併せてそのときにか、その前までに何か御報告いただけるんですか。

田口総務課長 3月になろうかと思っております。

斉藤部会長 ということでございます。御意見はございますか。

廣松専門委員 大きく2つあると思うんですが、1つは、19年に予定されています就調と全物に関して、今、確かに都道府県等で条例の改正を考えていらっしゃるのところにに関して公表できないというのも、ある程度は理解できるんです。

ただ、ちょっと気になりますのは、その就調・全物に関してどこまで、この前からの言葉で言えば、切り出しというか、民間に委託するのか。その辺りのところに関しても、やはり3月ですか。

田口総務課長 民間に対する開放ですね。これは調査員に関する部分を中心に、その調査事務ということになりますので、今まで臨時の地方公務員である調査員が調査した部分を民間事業者の調査スタッフが調査をする。それに伴って関連の業務を民間事業者に開放するというところでございます。

斉藤部会長 それは都道府県や市町村の名前は言えないということでありましてけれども、詰め具合はいつも我々が心配した地方の調査員の問題、都道府県あるいは市町村の理解・協力と申しますか。その辺は着実に具体的に詰まっていっていますか。

田口総務課長 2月の県議会に事務処理の特例条例を制定するというところで、その準備を進めているとうかがっております。

斉藤部会長 佐々木さん、何かいいですか。市町村の方からはどうですか。

佐々木専門委員 今、準備を進められているということで、実施しようという市町村と都道府県との連携があって、それと総務省統計局側の三者の連携がなければ、県議会の方に条例を提出しましても、ただ単に条例をつくただけになると思うんですけれども、実行性のあるというところでの進み具合になっているんでしょうか。その辺のところをお聞

かせいただければと思っております。

田口総務課長 その辺につきましては、鋭意調整中という抽象的にお答えで申し訳ないでございますけれども、そういう状況になっているということで御理解いただければと思います。

総務省統計局担当者 現に動いているところとの関係でなかなか御報告できないんですが、そのところと密に連絡をとりながら、詳細の実務に落とし込んでどうかというところの詰めを進めているところでございます。

小幡部会長代理 現に動いているのは1つだけですか。

総務省統計局担当者 済みません。数もこの場では言えません。

斉藤部会長 では、例えば準備なされた。ところが、先ほど現場のお話を聞いたんですけども、採算とか、そういう難しさから、応札してこないということだって起こり得る。一応そこまで入れて御検討いただいているということですか。

田口総務課長 今の調整段階では前向きなのではないかと考えておりますし、これまで個人企業につきましては試験調査をやってきたわけでございますけれども、そのときも幾つかの業者がどの県でも複数の業者が応札しておりますので、そこは応札業者が表れないということは考えていないわけでございます。

斉藤部会長 どうぞ。

廣松専門委員 ただ、私はそこが気になります。試験調査は既に行われており、いよいよ本番です。最初のケースですから、確かにある限定された市町村なり都道府県なりがやるということは、いたし方ないとは思いますが。

しかし、ある程度定着をして、この調査全体に関して、それを全国的に開放しようとしたときに、それまでの経緯から、かえってまばらになってしまって、あるところは入札をやりませけれども、あるところはやらない。その状態を恒常化することの方が問題のような気がするんですが、そこはどういうふうにお考えですか。

田口総務課長 先生のおっしゃったことは、将来においてということだろうと思っておりますけれども、これにつきましては、今回、試験調査をやるわけですし、また19年の調査ですね。実際の結果についても検証してみようと思っておりますし、そういった中で、また地方の御意見も伺いながら、今後において、どういうやり方をしていけば最もよい方法になるのかということについては、特にこの場合は周期調査ですと、19年の次というのにある程度の準備期間があるかと思っておりますので、その間にまた検討をすることができるのではないかと考えてございます。

斉藤部会長 今のお話と同じなんですが、ある都道府県か市町村が、そちらで民間に応札をしてもらおうと、開放させていただいてやると。それが幾つかあったとして、しかし、ほとんど従来どおりの方法でやるという形になりますね。

そのときに先ほどもお話が出ていたんですが、民間を使ったところの調査の手法といいですか、あるいはクオリティーと、従来どおり国ベースといいですか、法定受託でやって

こられたクオリティーや手法は一致しておかないと、全国の統計でしょうから、民間にやったところと従来のところの質が変わるといえることはないように、そこは多分この委員の非常に関心があるのではないかと思います。

その辺のところをまだお詰めになっていないということはわかりますので、どうなんですかね。この会は開かなくても、うちの事務方との情報交換会とか、そういうお考えはありませんか。

田口総務課長　そこは事務局といろいろな形で、お話を伺ったり、こちらの御意見を申し上げたりということは随時、これまでも行っておりますし、これからもやってまいりたいと思っております。

斉藤部会長　どうぞ。

熊埜御堂参事官　事務局から一言確認をしたいんですが、ここに事務処理特例条例の制定の手続は2月から入ると書かれているんですけども、具体的な市町村や都道府県との関係で公表ができる時期というのは、今、統計局ではいつごろとお考えかということ。

それから、その対象となる市町村や都道府県以外の市町村や都道府県も御関心を持っていると思うんです。そういうところへの連絡はいつやられる予定か。この2つについて、スケジュール感をお聞かせいただければと思うんです。

田口総務課長　これに関しましては、2月に県議会が予定されているわけなので、その時点で事務処理特例条例を提出したということになれば、この辺でオープンになってくるかと思えます。また、そのほかの都道府県との関係でございますが、これは統計局におきまして、2月20日にブロックの幹事の都道府県が集まって会議を行います。また、ほかにも3～4月に都道府県を集めてのいろいろな会議を統計局において開催をいたしますので、そういった中で、そのときそのときの状況を報告しながら、またやってまいりたいと思っております。

必要があれば、先日は特にこのために都道府県に集まっていたいて、そういう会議を開いたわけでございますけれども、3～4月になりますと定例というか、毎年集まっていたいて、そういう会議をやっておりますので、そういった場でこういう準備状況ですとか、これからの取組みといったことについて、お話をし、意見交換をしていくことができるであろうと、このように考えております。

斉藤部会長　どうぞ。

小幡部会長代理　その数は今は明かせないというのはよろしいんですけども、聞いたような感じでは、統計局としてはそんなに多い感じではないんです。法定受託事務を民間開放に持っていくインセンティブについて、結果的にこういう状況だというのは、どういうふうに考えられているのかなというのがちょっとね。今の状況も余り明かせないから、広く公表して、ほかの自治体もどうぞというふうになかなかならないですね。秘密に運んでいる感じがします。そうすると非常に広がりがないと思うんですが、どういうふうにお考えですか。

田口総務課長 この件につきましては、これまでの都道府県を集めての会議を開催して、そのときになりにいろいろな形で地方公共団体側の御意見を伺いながら、統計局としてはこうですという話も出して、これまで調整を進めてきたわけでございます、現在は非常に具体的な話になっていますので、申し上げられないところもあるわけでございますけれども、民間開放を進めるということを前提に、都道府県を中心にこちらは調整しているわけですが、それについてはオープンにやってくるつもりでございます。

また、これは都道府県側から見ても非常に大きな問題でございますので、こちらと都道府県側とでさまざまな形で会議ですとか、あるいは通常の調査の実施についても個別の接触がございますし、そういった形でどんどんコミュニケーションを深めていきたいと考えているところでございます。

斉藤部会長 どうぞ。

廣松専門委員 今は主として19年に実際に調査が行われる就調・全物のことなんですが、その下段の上記以外の指定統計のところ、現在、研究会でいろいろ議論をいただいているということですので、その結果を待ちたいと思います。ただ、1つ、是非お願いしたいのは、19年度のところに書いてあります住宅・土地統計調査の場合には、就調とか全物とはまた一けた違う、極めて大規模な標本調査なわけです。ですから、その扱いに関して、恐らく就調・全物とはまた違う大変難しい問題が出てくるのではないかと思います。その辺のことも是非、詰めていただけるようお願いいたします。

その下の経済センサスですが、これを本当に民間開放できるのか。この場でこういうことを言うのも悪いのかもしれないけれども、そもそも民間開放に乗るものなのかどうかについては、少し疑問を感じます。その点については統計サイドでも真剣に考えていくべき点ではないかと思います。その点は是非、研究会の方でも真剣に御検討いただければという、これはどちらかという希望です。

田口総務課長 ただいまの先生のお言葉は承りました。

斉藤部会長 ありがとうございます。それでは、一応時間になりましたので、先ほどから出ていますように、この19年度の周期調査の取組状況につきましては、今のところ3月に予定している統計部会での説明をいただく。その他の指定統計調査の御検討状況についても、併せて御説明をいただくということを確認させていただきたいと思います。

その間の細かい問題については、できるだけこちらの事務方とも連絡を取り合っていたければ、場合によっては臨時でまた部会が開かれるということもあるかと思っておりますけれども、一応、原則はそういうことで御了解させていただきたいと思っております。

熊埜御堂参事官 先ほど、2月20日に都道府県を集めてというお話もありまして、どこまで固まるかは不透明な面がありますけれども、事務方としては2月の中旬ぐらいに委員のメンバーの方々に検討状況を報告するというを事務的にやりたいと思っておりますので、それについて御協力をよろしくお願いしたいと思います。

斉藤部会長 そういうことで、ありがとうございます。

( 総務省関係者退室 )

齊藤部会長 それでは、本日の統計部会を終了いたします。次回の日程につきましては、今お話があったように、追って事務局から連絡があると思います。本日はどうもありがとうございました。

引き続き懇談会をしますので、申し訳ございませんが、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。ありがとうございました。